

[注意事項]

物件1は共有持分についての売却です。買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限りません。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 榊 原 久美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 7年 4月 9日から 令和 7年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月23日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月14日 午前10時30分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月30日 午前 9時00分から 令和 7年 4月30日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

1 所 在 あま市七宝町秋竹廻場  
地 番 350番10  
地 目 宅地  
地 積 134.69平方メートル

持分2分の1

2 所 在 あま市七宝町秋竹廻場 350番地10  
家屋 番号 350番10の1  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 47.88平方メートル  
2階 39.98平方メートル



## 物件明細書

令和 7年 1月22日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 榑原 久美子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者及び売却対象外の共有持分を有するA承継人が占有している。A承継人所有の売却対象外建物(家屋番号350番10の2)が本件土地上に存在する。

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

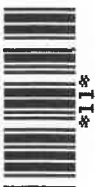
本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

【物件番号2】

本件建物と売却対象外建物(家屋番号350番10の2)の外壁の一部が一体となっている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したもので



あり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 あま市七宝町秋竹廻場  
地 番 350番10  
地 目 宅地  
地 積 134.69平方メートル  
持分2分の1
- 2 所 在 あま市七宝町秋竹廻場 350番地10  
家屋 番号 350番10の1  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 47.88平方メートル  
2階 39.98平方メートル



令和 6 年(又)第 132 号

令和 6 年 12 月 2 日受理

令和 6 年 12 月 24 日提出

# 現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 富 田 勝 則



## 物 件 目 録

- 1 所 在 あま市七宝町秋竹廻場  
地 番 350番10  
地 目 宅地  
地 積 134.69平方メートル  
共有者 持分2分の1
- 2 所 在 あま市七宝町秋竹廻場 350番地10  
家屋 番号 350番10の1  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 47.88平方メートル  
2階 39.98平方メートル  
所有者



目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	あま市七宝町秋竹廻場350番地10
家 屋 番 号	<input type="checkbox"/> ない (未登記) <input checked="" type="checkbox"/> 350番10の2
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 休憩所
構 造	木造瓦垂鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 (概略)	1階 47.89平方メートル 2階 39.62平方メートル
所 有 者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者 (亡A承継人) <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 不明
建 築 時 期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和47年5月15日 <input type="checkbox"/> 不明
建 築 者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者 (亡A) <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 不明
その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

( 3 枚目 )

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■債務者</p>	<p>1 私は、物件1土地の共有者で、物件2建物の所有者です。物件2建物には、私が住んでいます。なお、物件1土地の相共有者で、目的外建物の所有者は、私の亡弟であるAです。</p> <p>2 私と亡Aが物件2建物と目的外建物を新築する際、物件1土地の使用に関し、亡Aとの間で賃貸借契約の締結や地代の授受はありませんし、その他何らの取り決めなどもししていません。また、Aが亡くなった後に、亡Aの承継人との間で、物件1土地の使用について話し合ったこともありません。</p> <p>3 物件2建物について、増改築はしていませんが、雨漏り等の不具合はないと思います。</p> <p>4 物件2建物内で、ペットは飼っていません。</p> <p>5 物件1土地に関し、隣地所有者との間で境界について争い等はありません。</p>
<p>■あま市役所上下水道部上水道課（木田上水道配水管理センター）担当者</p>	<p>1 当課の資料によれば、物件2建物及び目的外建物にかかる上水道の引込管については、南側道路に埋設されている本管から、物件1土地の南西側付近と南側中央付近に設置されている各メーターに接続されています。ただし、それらのメーターから各建物にどのように接続されているかまでは分かりません。</p>
<p>■あま市役所上下水道部下水道課（木田上水道配水管理センター）担当者</p>	<p>1 当課の資料によれば、物件2建物及び目的外建物は、下水道の利用はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

## 執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の占有関係については、関係人の住民票等の記載内容、債務者の陳述及び現況等から2、3枚目のとおり認められる。
- 2 物件1土地は、物件2建物及び目的外建物の敷地として利用されている。物件1土地に関する境界標については、南東角のみ確認できたが、これ以外は一見して確認できなかった。物件1土地の北側及び東側の各一部並びに西側の各境界は、フェンスやコンクリート敷、ブロックで仕切られているものの、これら以外は境界を示すものは見当たらなかった。
- 3 そこで、東側以外の各境界について簡易計測したところ、ほぼ地積測量図のとおりであったことから、物件1土地の境界は、地積測量図の存在及び上記簡易計測の結果により、概ね明確になっていると思われる。
- 4 物件2建物については、玄関の天井及び壁面に雨漏りと思われる跡が、玄関の壁面及びダイニング・キッチンの勝手口の扉に損壊が、建物内の床面の各所にたわみが認められたほか、全体的に傷みや汚れなどが見受けられた。
- 5 物件2建物と目的外建物は、建物自体は隔てられているが、北側外壁において一体となっている。
- 6 物件2建物の雨樋が北側及び東側の各隣地に越境しているほか、東側隣家の庇が物件1土地に越境している可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目 )

## 調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年12月 3日(火) 10:00 - 10:10	名古屋法務局	登記記録全部事項証明書交付申請
R6年12月 3日(火) 11:05 - 11:15	目的物件所在地	物件確認、写真撮影(外観)、占有状況調査、現況調査日程調整連絡及び照会書投函
R6年12月 4日(水) 10:00 - 10:10	名古屋法務局	公図等交付申請
R6年12月19日(木) 10:00 - 11:00	目的物件所在地	立入調査、写真撮影(屋内外)、評価人同行、債務者立会・聴取
R6年12月19日(木) 11:30 - 11:40	あま市役所	住民票交付申請
R6年12月23日(月) 14:10 - 14:15	あま市役所木田上水道配水管理センター	上下水道部上水道課及び下水道課担当者から上下水道の引込管の埋設状況について聴取
R 年 月 日( ) : - :		

## (特記事項)

令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

令和 年 月 日

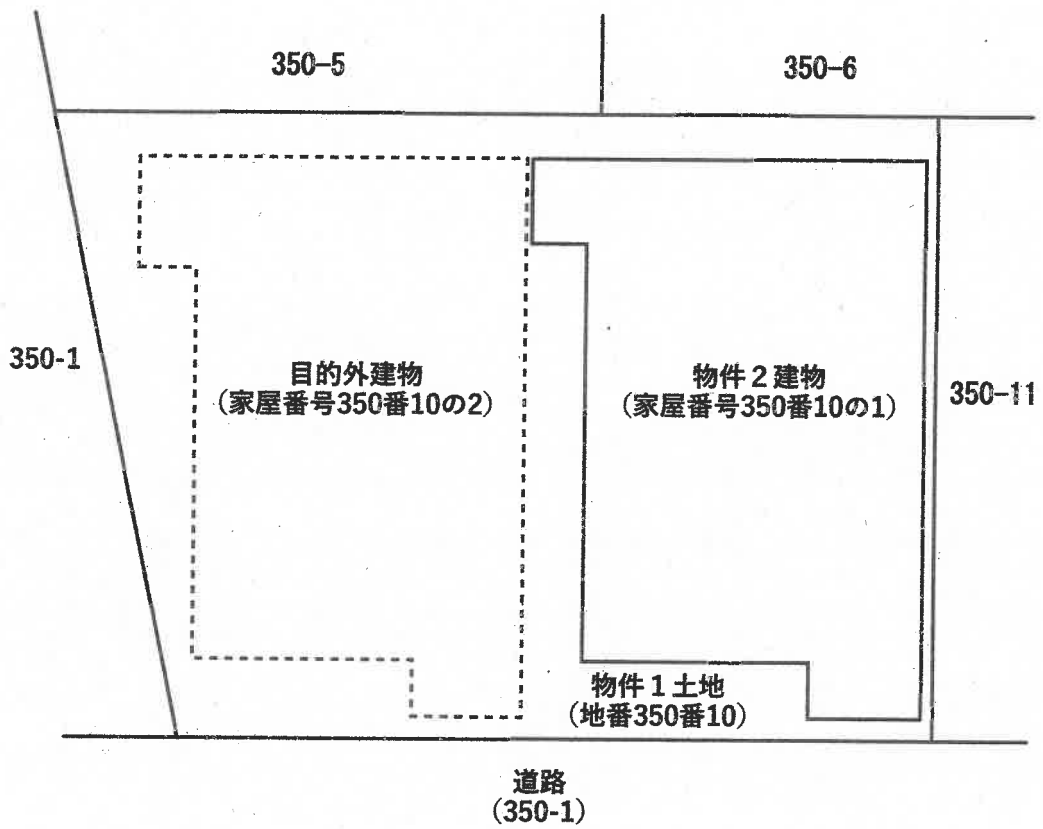
休日・夜間執行許可の提示をした。

令和 年 月 日

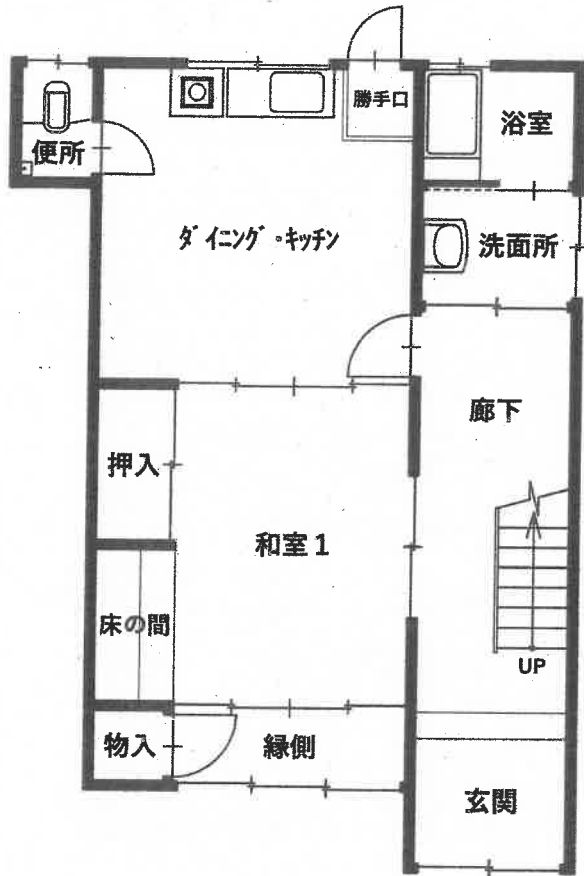
目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

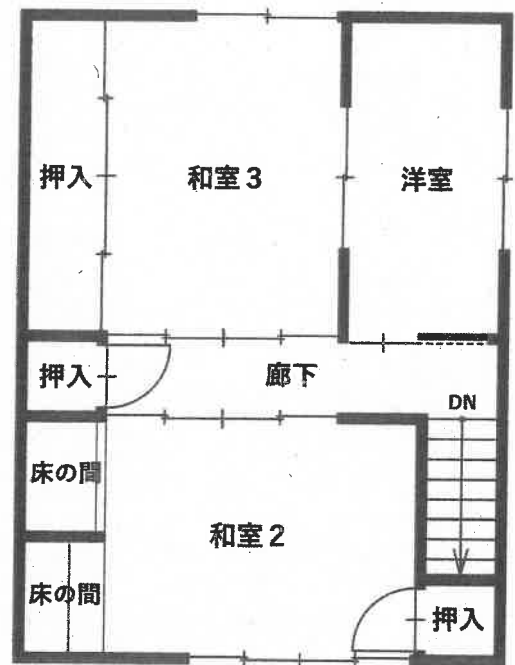
# 土地建物位置関係図 (概略)



# 間取図 (概略)



1階



2階



物件2 建物



物件1 土地

① 物件1 土地、物件2 建物の外観（南西方向から撮影）

目的外建物

物件2 建物



物件1 土地

② 物件1 土地、物件2 建物、目的外建物の外観（南東方向から撮影）

（ 9 枚目）



③ 屋内の状況 (和室1)



④ 屋内の状況 (和室3)

(10 枚目)



⑤ 屋内の状況 (ダイニング・キッチン)



⑥ 屋内の状況 (浴室)

( 11 枚目)





⑦ 雨漏り跡・壁面の損壊状況（玄関）



⑧ 扉の損壊状況（ダイニング・キッチンの勝手口）

（12 枚目）

令和 6年(又)第 132号  
令和 6年12月 6日 受理  
令和 6年12月19日 現地調査  
令和 6年12月23日 評価

名古屋地方裁判所民事第2部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤本 哲太郎

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 2 4 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 8 9 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3 5 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積 持分	あま市七宝町秋竹廻場 350番10 宅地 134.69m <sup>2</sup> 2分の1	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	あま市七宝町秋竹廻場 350番地10 350番10の1 居宅 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 47.88m <sup>2</sup> 2階 39.98m <sup>2</sup>	同左
番号	特記事項		
	<p>・目的外建物の概要</p> <p>所在地 あま市七宝町秋竹廻場350番地10</p> <p>家屋番号 350番10の2</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建</p> <p>床面積 1階 47.89m<sup>2</sup> 2階 39.62m<sup>2</sup></p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	<p>名鉄津島線「七宝」駅 ほぼ南方 道路距離約2.9 km          最寄バス停 名鉄バス・あま市巡回バス 七宝町桂停留所          徒歩約3～4分          （附属資料「付近案内図」参照）</p>	
付近の状況	<p>受命物件が属する地域はあま市南部に位置する一帯で、旧式な一般住宅が多く、建て替えた家も介在する小切戸川沿いの住宅地域である。上記のとおり最寄駅までは距離があるが、ショッピングセンター等の商業施設は徒歩圏内にあり、生活の利便性はあま市内では概ね標準的な地域と認められる。</p>	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	<p>都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制</p>	<p>市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% 建築基準法第22条の区域 都市機能誘導区域未設定、居住誘導区域未設定</p>
画地条件	<p>地積 134.69㎡          間口 約12.2m、奥行約10.1m          形状 ほぼ長方形</p>	
接面道路の状況	<p>南側で幅員約3.7mの舗装道路（市道秋竹35号線）にほぼ等高に接する中間画地である。この道路は建築基準法第42条2項の道路として扱われるため、今後当物件上の建物を建て替える場合にはセットバックが必要となる。なお、西側でも幅員約4.2mの舗装道路（市道秋竹3号線）があるが、水路（地目は宅地）を挟んでいるため、実質的に中間画地である。</p>	
土地の利用状況等	<p>後記物件2建物及び目的外建物の敷地として利用されている。</p>	
供給処理施設 （敷地内引込の有無を基準としている）	<p>上水道 あり          ガス配管 あり          下水道 なし（汲み取り）</p>	
土壌汚染の可能性の調査	<p>昭和45年、昭和54年及び平成1年の住宅地図によれば、近くに土壌汚染をもたらすような工場は見られず、あま市役所によれば、受命物件敷地及び近隣一帯からは土壌汚染の報告はないとのことである。また、土地の全部事項証明書によれば、物件1土地は昭和43年から現在まで所有者は個人であったことが確認された。</p>	
特記事項	<p>①あま市役所によれば、平成12年の東海豪雨時に周辺で浸水被害があったとのことであるが、詳細については不明である。          ②東側及び北側隣接地は一般住宅の敷地として利用されている。</p>	



特記事項	<p>③あま市のハザードマップによれば、内水氾濫の場合0.1～0.5m未満の浸水が想定されるとのことである。</p> <p>④当物件上の建物（物件2）の雨樋の一部が北側及び東側隣接地上に越境し、また東側隣接地上の建物の庇の一部が当物件側に越境している可能性がある。</p>
------	--

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）昭和47年 5月15日新築 経過年数 約53年 経済的残存耐用年数 既に経済的耐用年数を大幅に経過 しているものと判断される。
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 亜鉛鉄板、リシン吹付等 内 壁 プリント合板、繊維壁等 天 井 化粧ボード、敷目板張り、竿縁天井等 床 フローリング、畳等 設 備 水道等 その他 特になし
床面積(現況)	登記事項証明書記載のとおりと認められる。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 4DK（附属資料7 間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	劣る
建物の利用状 況	現況調査報告書の記載のとおりである。
特 記 事 項	①内壁の傷みや床の損傷やたわみがひどく、室内全体が経年 以上の劣化、傷み具合と観察される。 ②北側の外壁の外板が西側隣接建物（目的外建物）とつなが っている。 ③玄関の天井及び内壁の一部に雨漏り跡や損壊箇所が認めら れる。 ④DK勝手口の扉が破損している。 ⑤物件2建物の建築面積と目的外建物の建築面積を合計する と、建ぺい率をオーバーしていることになる。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。なお、土地利用権等価格算定のため、それぞれの建物の推定敷地部分の価格も求めることとした。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	67,900	1.04	134.69	0.90	8,560,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 あま-2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 70,100 \text{ 円/㎡} & \times & 99.7/100 & \times & 100/100 & \times & 100/103 & = & 67,900 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：地域内で概ね標準的な画地と判断

◇地域格差：環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：接面道路の方位1.05×セットバック0.99=1.04

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：将来の取壊費用の発生を考慮した減価率を△10%と査定

#### (2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	160,000	87.86	0.02	280,000

ウ 現価率：

前記のとおり経済的耐用年数を経過していると判断されるため、残価率3%に観察減価及び中古建物による市場性減価△20%(0.8)を乗じた約2%をもって物件2建物の現価率とした。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,560,000	0.10	場所的利益	860,000 (注)

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。  
 (注) 物件2建物に加算する土地利用権等価格：物件2建物と目的外建物の建築面積比で按分して次のとおり求めた。

$$860,000円 \times \frac{47.88\text{m}^2 \text{ (物件2建物の建築面積)}}{47.88\text{m}^2 + 47.89\text{m}^2 \text{ (目的外建物の建築面積)}} = 430,000円$$

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価修 正 (円) ウ	共有 持分 エ	市場 性修 正 オ	競売 市場 修正 カ	評価額 (円) {(ア±イ)-ウ}× エ×オ×カ
1	8,560,000	-860,000	/	1/2	0.70	0.70	1,890,000
2	280,000	+430,000	0	/	0.70	0.70	350,000
一括価格 (合計)							2,240,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1土地は持分のみであり、当物件上には目的外建物も存在しているため需要がかなりの程度限定されること、物件2建物は新築時から既に50年以上経過しており、室内の傷みがひどく、実質的には相当補修しないと居住することは困難であること等を考慮した結果、上記のとおり市場性修正が必要と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 地価公示価格（あまー2）

所 在：あま市七宝町秋竹廻場327番35  
価 格：70,100円/㎡  
位 置：名鉄津島線「七宝」駅の南方道路距離約2.9km  
価 格 時 点：令和6年1月1日  
地 積：104㎡  
供給処理施設：水道、ガス  
接 面 街 路：北側幅員約4.8m市道に接面  
用 途 指 定 等：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）  
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

# 地理院地図 位置図

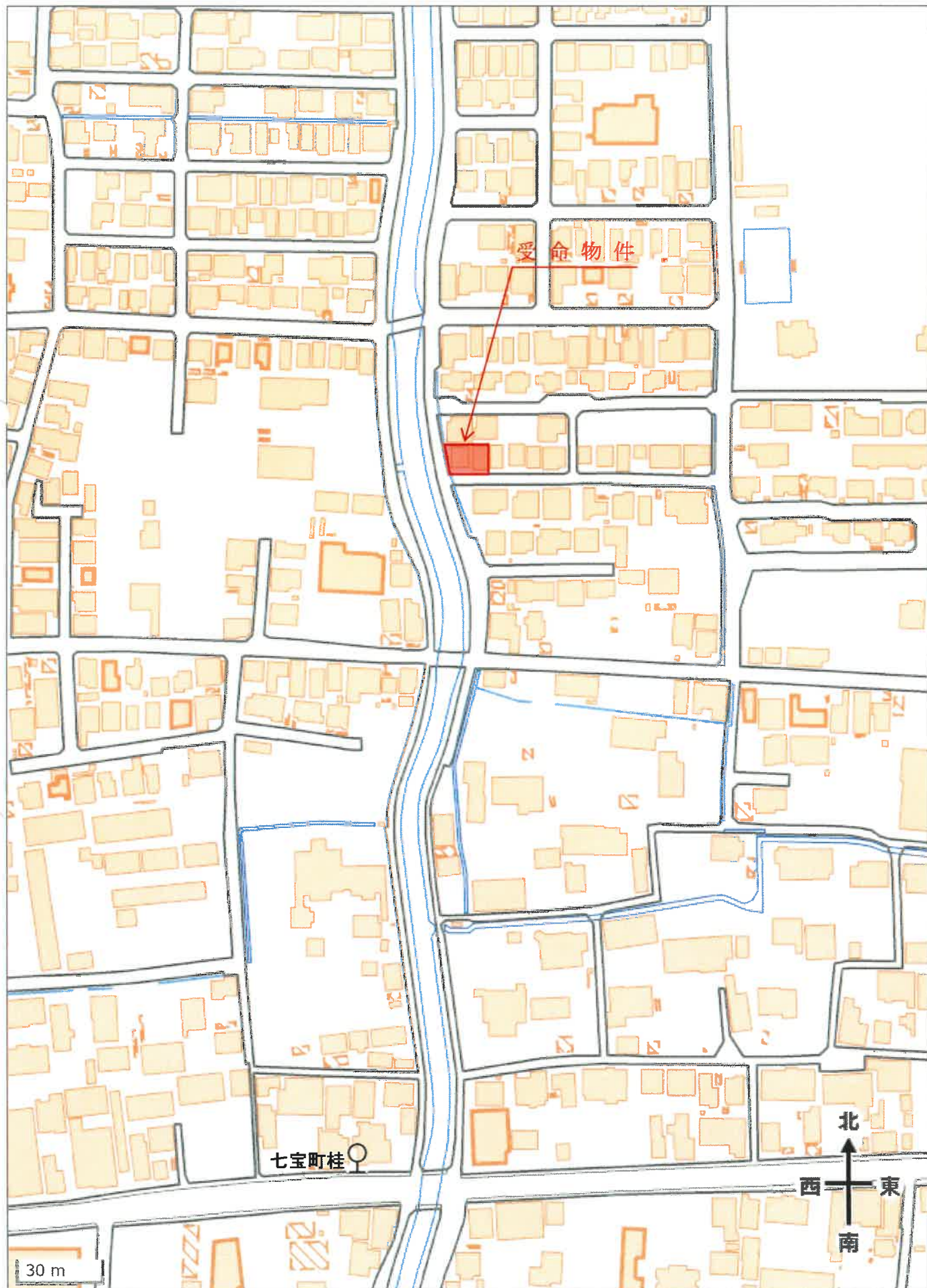
GSI Maps





# 地理院地図 付近案内図

GSI Maps



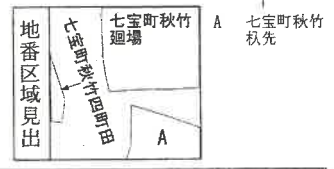
イ 350-22    ハ 780-3    ホ 780-6    ト 776-2  
 ロ 770-1    ニ 780-4    ヘ 778-3

A4判に縮小

土地公図写し



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	あま市七宝町秋竹廻場		地番	350番10	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	
						種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局津島支局管轄)  
 令和6年10月9日  
 東京法務局中野出張所  
 登記官

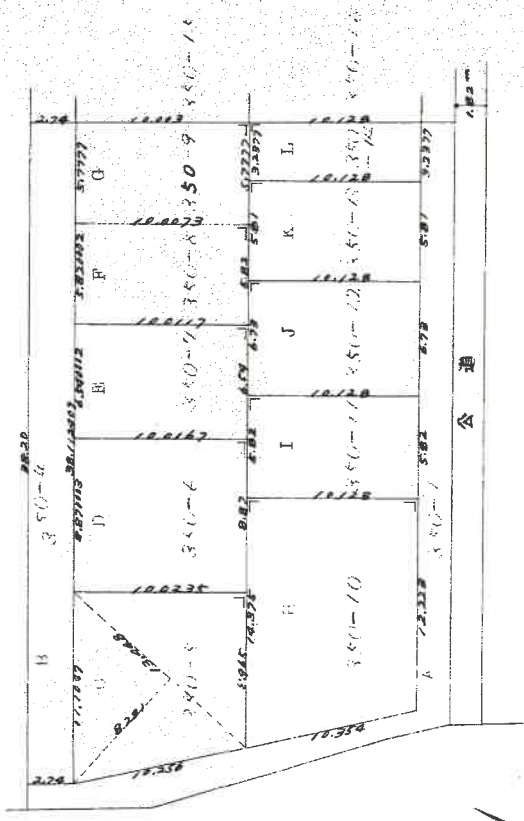


登記年月日：昭和43年2月22日

前 350-1 後 新 40号B 350 番 7 区 全 地

地番	350-1-1, 350-1-2, 350-1-3, 350-1-4, 350-1-5, 350-1-6, 350-1-7, 350-1-8, 350-1-9, 350-1-10, 350-1-11, 350-1-12, 350-1-13, 350-1-14, 350-1-15, 350-1-16, 350-1-17, 350-1-18, 350-1-19, 350-1-20, 350-1-21, 350-1-22, 350-1-23, 350-1-24, 350-1-25, 350-1-26, 350-1-27, 350-1-28, 350-1-29, 350-1-30, 350-1-31, 350-1-32, 350-1-33, 350-1-34, 350-1-35, 350-1-36, 350-1-37, 350-1-38, 350-1-39, 350-1-40, 350-1-41, 350-1-42, 350-1-43, 350-1-44, 350-1-45, 350-1-46, 350-1-47, 350-1-48, 350-1-49, 350-1-50, 350-1-51, 350-1-52, 350-1-53, 350-1-54, 350-1-55, 350-1-56, 350-1-57, 350-1-58, 350-1-59, 350-1-60, 350-1-61, 350-1-62, 350-1-63, 350-1-64, 350-1-65, 350-1-66, 350-1-67, 350-1-68, 350-1-69, 350-1-70, 350-1-71, 350-1-72, 350-1-73, 350-1-74, 350-1-75, 350-1-76, 350-1-77, 350-1-78, 350-1-79, 350-1-80, 350-1-81, 350-1-82, 350-1-83, 350-1-84, 350-1-85, 350-1-86, 350-1-87, 350-1-88, 350-1-89, 350-1-90, 350-1-91, 350-1-92, 350-1-93, 350-1-94, 350-1-95, 350-1-96, 350-1-97, 350-1-98, 350-1-99, 350-1-100
土地の所在	名古屋市七宝町

平成22年3月22日行政区画を あま市七宝町



地積算  
 100.00 (100.00 + 0.00) = 100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 1900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 2900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 3900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 4900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 5900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 6900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 7900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 8900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9000.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9100.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9200.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9300.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9400.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9500.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9600.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9700.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9800.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 9900.00  
 + 100.00 (100.00 + 0.00) = 10000.00

S43 2.22

縮尺	1/10
----	------

(名古屋土地家屋調査士会用品)

会員専用

作製者  
 昭和43年3月9日  
 作製年月日

A4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年12月12日 名古屋港務局 登記官

登記官

請求番号：3-1

A4判に縮小

会員専用

作製年月日 昭和四七年六月廿〇日

作製者

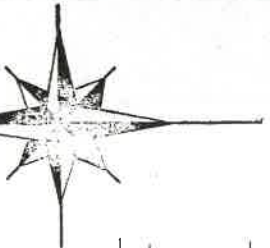
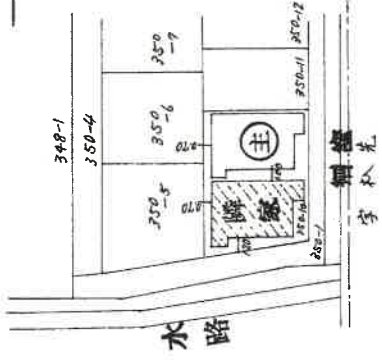
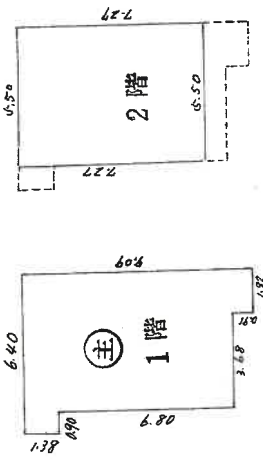
建築物各階平面図

7200418

家屋番号 350番1061

建築物の所在 海部郡七宝町大字秋竹字廻場350番地10

平成22年3月22日行政区画を あま市七宝町と変更



単位 : m

床面積計算表

1階	1.82	×	6.80	=	12.376	m <sup>2</sup>
	0.90	×	1.22	=	1.098	m <sup>2</sup>
	(1.82 + 3.68)	×	(6.80 - 0.90)	=	42.882	m <sup>2</sup>
計				=	56.356	m <sup>2</sup>
2階	7.27	×	6.50	=	47.255	m <sup>2</sup>

(名古屋土地家屋調査士会 用紙) S. 47. 6. 26

縮尺 1/200 1/500

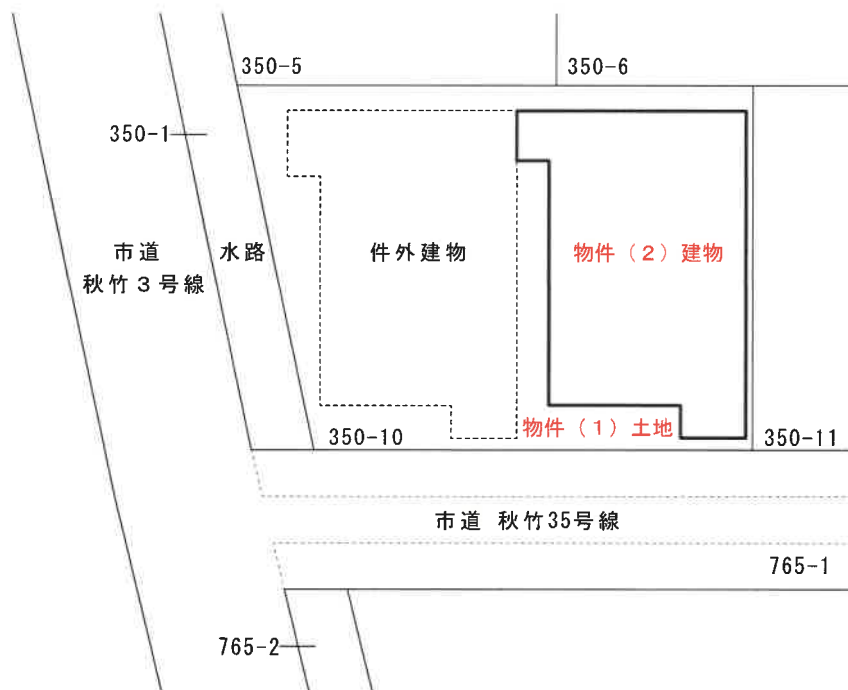
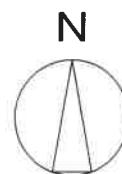
登記年月日：昭和47年6月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (名古屋法務局津島支店管轄)  
 令和6年10月9日 東京法務局中野出張所

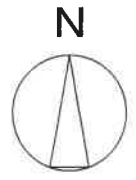
登記簿

請求番号：8-2

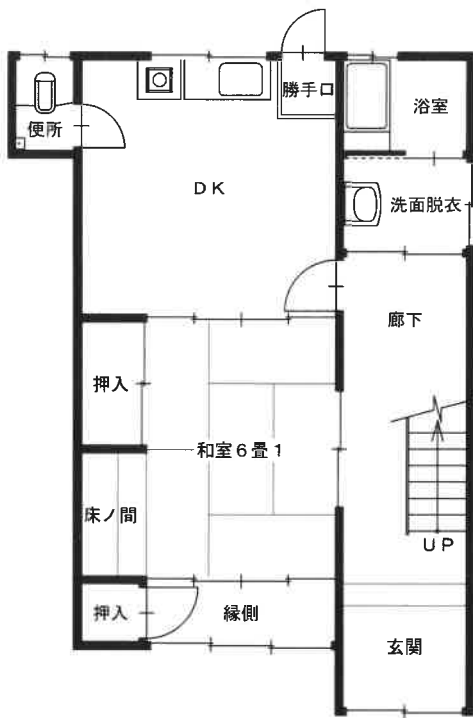
# 土地建物配置図（概略）



# 間取図 (概略)



## 1 階



## 2 階



# 現況写真

目的外建物 物件(2)建物

①



物件(1)土地

目的外建物

物件(2)建物

②



物件(1)土地